

掛川市規則第5号

掛川市行政組織規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成25年3月27日

掛川市長

(別紙)

掛川市行政組織規則の一部を改正する規則

掛川市行政組織規則（平成17年掛川市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中

「	納税課	管理係 収納係	」	を
「	納税課	管理係	」	に、
「	地域医療推進課	地域医療推進係	」	を
「	地域医療推進課	地域医療推進係 希望の丘整備係 病院清算係	」	に、
「	商工観光課	商業労政係 観光交流係	」	を
「	商工観光課	商業労政係 観光交流係 起業立地推進係	」	に改め、

同条第2項中「都市建設部調整室にあつては、調整庶務係」を「環境経済部調整室にあつては調整庶務係及び農商工連携係を、都市建設部調整室にあつては調整庶務係」に改め、同条第3項中「及び南部大須賀地域健康医療支援センター」を「、南部大須賀地域健康医療支援センター及び西部地域健康医療支援センター準備室」に改め、同項の表中

「	管財課	土地情報室	地籍調査係 土地情報係	」
を				
「	管財課	地籍調査室	地籍調査係	」
	納税課	収納対策室	収納対策係	
に、				
「		南部大須賀地域健康医療支援センター		」
	農林課	農林整備室	農村基盤係 林業振興係	
	商工観光課	新産業推進室	起業立地推進係 農商工連携係	

を

「	南部大須賀地域健康医療支援センター	
	西部地域健康医療支援センター準備室	
農林課	農林整備室	農村基盤係 林業振興係

に改める。

第7条第2号に次のように加え、同号を同条第3号とする。

- ク 新東名高速道路に関する事。
- ケ 太田川原野谷川治水水防組合に関する事。

第7条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 環境経済部調整室農商工連携係

- ア 農業、商業及び工業の連携の推進に関する事。
- イ 地場産品を活用した商品開発に関する事。
- ウ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）に関する事。
- エ 道の駅掛川に関する事。
- オ これしっか処に関する事。
- カ 株式会社道の駅掛川に関する事。
- キ 株式会社これしっかどころに関する事。
- ク サンサンファームに関する事。

第8条第2項第1号カ中「、公共用施設維持基金」を削り、同条第3項第4号を次のように改める。

(4) 地籍調査室地籍調査係

- ア 地籍調査事業に関する事。
- イ 土地情報システムに関する事。
- ウ 測量法（昭和24年法律第188号）に関する事。
- エ 国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく測量成果の認証事務に関する事。
- オ 用地取得における登記の指導に関する事。
- カ 土地台帳及び公図に関する事。

キ 住居表示に関すること。

ク 市の境界に関すること。

ケ 町及び字の区域の新設、変更及び廃止並びに名称変更に関する事務の総括に関すること。

第8条第3項第5号を削り、同条第4項第2号中「収納係」を「収納対策室収納対策係」に改め、同号に次のように加える。

オ 債権管理の総合調整に関すること。

第9条第2項第1号中オをカとし、エをオとし、同号ウ中「NPO法人」を「特定非営利活動法人」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 特定非営利活動法人の設立の認証等に関すること。

第10条第1項第1号中テをナとし、ツの次に次のように加える。

テ 社会福祉法人の設立の認可等に関すること。

ト 社会福祉法人の指導監査に関すること。

第10条第1項第2号中クをコとし、キの次に次のように加える。

ク 障害者の権利利益の擁護に関すること。

ケ 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援業者の指定、指導及び監督に関すること。

第10条第3項第1号中キを削り、カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 養育医療申請の受付に関すること。

第10条第5項第1号オを次のように改める。

オ 病院建設基金に関すること。

第10条第5項第1号カを削り、同項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 希望の丘整備係

ア 希望の丘の整備に関すること。

(3) 病院清算係

ア 掛川市立総合病院の清算に関すること。

第10条第5項に次の1号を加える。

(7) 西部地域健康医療支援センター準備室

ア 西部地域健康医療支援センターの設置に関すること。

第11条第3項第1号中キを削り、クをキとし、ケをクとし、同項第3号中ソをタとし、セをソと

し、スをセとし、シをストし、サをシとし、コをサとし、ケをコとし、クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 土地改良事業に関する審査及び指導に関すること。

第11条第3項第5号を削り、同条第4項第3号中「新産業推進室起業立地推進係」を「起業立地推進係」に改め、同項第4号を削る。

第12条第2項第2号中オを削り、カをオとし、キをカとし、同号ク中「宮脇第一土地区画整理事業」を「宮脇第一土地区画整理事業の清算」に改め、同号クを同号キとし、同号ケを同号クとし、同号コを同号ケとし、同条第3項第1号中カを削り、キをカとする。

第13条第1項第1号イからコまでを次のように改める。

イ 防災会議に関すること。

ウ 災害対策本部及び地震災害警戒本部に関すること。

エ 災害危険地に係る避難勧告等の発令に関すること。

オ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に関すること。

カ 水難事故の防止に関すること。

キ 各種防災訓練の企画及び実施に関すること。

ク 自主防災組織の育成及び防災思想の普及啓発に関すること。

ケ 防災無線、同報無線等の整備及び維持管理に関すること。

コ 防災資機材の整備及び維持管理に関すること。

第13条第1項第1号に次のように加える。

サ 特殊地下壕対策に関すること。

シ 自衛官の募集に関すること。

ス その他防災に関すること。

第13条第1項第2号イからシまでを次のように改める。

イ 交通安全の総合企画及び安全対策推進に関すること。

ウ 交通事故相談に関すること。

エ 民間交通指導員に関すること。

オ 暴力追放運動の推進に関すること。

カ 各種犯罪の予防啓発に関すること。

キ 業務継続計画（BCP）に関すること。

- ク 原子力行政の総合調整に関すること。
- ケ 原子力に関する防災、安全対策、啓発等に関すること。
- コ 交通安全及び防犯関係諸団体との連絡調整に関すること。
- サ 公共用施設維持基金に関すること。
- シ その他市民の安全に関すること。

第13条第1項第2号ス及びセを削る。

第14条第1号オ(ア)を削り、同号オ(イ)を同号オ(ア)とし、同号オ(ウ)中「NPO法人」を「特定非営利活動法人」に改め、同号オ(ウ)を同号オ(イ)とし、同号オ中(エ)を(ウ)とし、(オ)を(エ)とし、(カ)を(オ)とし、(キ)を(カ)とし、(ク)を(キ)とし、(ケ)を(ク)とし、(コ)を(ケ)とし、(サ)を削り、(シ)を(コ)とし、(ス)を(サ)とし、(セ)を(シ)とし、(ソ)を(ス)とし、(タ)を(セ)とし、(チ)を(ソ)とし、(ツ)を(タ)とする。

第15条第1号エ(ア)を削り、同号エ(イ)を同号エ(ア)とし、同号エ(ウ)中「NPO法人」を「特定非営利活動法人」に改め、同号エ(ウ)を同号エ(イ)とし、同号エ中(エ)を(ウ)とし、(オ)を(エ)とし、(カ)を(オ)とし、(キ)を(カ)とし、(ク)を(キ)とし、(ケ)を(ク)とし、(コ)を(ケ)とし、(サ)を削り、(シ)を(コ)とし、(ス)を(サ)とし、(セ)を(シ)とし、(ソ)を(ス)とし、(タ)を(セ)とし、(チ)を(ソ)とし、(ツ)を(タ)とする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。